

「神奈川県福祉の街づくり条例施行規則」の一部改正について

1 改正の理由

国の政策金融改革により、公庫等の各組織法等が改正され、公庫等が整理されたことから、同施行規則別表第1の5の項で引用している公庫等に関する規定を整理するものである。

- (1)「商工組合中央金庫法」が廃止され、「株式会社商工組合中央金庫法」（平成20年10月1日施行）が制定されたため、別表第1の5の項(2)イ中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。
- (2)「国際協力銀行法」が廃止され、「株式会社日本政策金融公庫法」（平成20年10月1日施行）が制定されたため、別表第1の5の項(2)ク中「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。
- (3)「株式会社日本政策投資銀行法」（平成20年10月1日施行）が制定され、「日本政策投資銀行が解散」となったため、別表第1の5の項(2)コ中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行」に改める。
- (4)「公庫の予算及び決算に関する法律」に規定する公庫のうち、「国民生活金融公庫」「農林漁業金融公庫」「中小企業金融公庫」は、「株式会社日本政策金融公庫法」（平成20年10月1日施行）の制定により「株式会社日本政策金融公庫」に統合され、「公営企業金融公庫」は、「公営企業金融公庫法」の廃止により解散することとなった。
また、「沖縄振興開発金融公庫」は存続するが、沖縄の経済の復興及び社会の開発に資するため、本土における（株式会社日本政策金融公庫統合前の）「国民生活金融公庫」等の業務を一元的・総合的に行うという同公庫の性質上、県内への事務所設置が想定されていない。
以上から、別表第1の5の項(2)ケは削除する。

2 改正内容

神奈川県福祉の街づくり条例施行規則（平成8年神奈川県規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項(2)イ中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改め、同項(2)ク中「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同項(2)ケを削り、同項(2)コ中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行」に改め、同項(2)中コをケとし、サをコとし、シをサとし、スをシとし、セをスとする。

3 施行期日

この規則は、平成20年10月1日から施行する。